

主な内容

- 健康保険・厚生年金保険適用関係届出の主な添付書類一覧表
- 資格取得届の提出を忘れずに
- 新潟市区制施行に伴う保険証等の取扱いについて

職場内で回覧しましょう



八幡宮  
(五泉市)

ふるさと越後

—新潟県の建造物シリーズ—

あなたの医療費を  
お知らせします

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>



# 健康保険厚生年金保険適用関係届出の 主な添付書類一覧表

各種申請などの様式が全国的に標準化（統一化）されました。先月号に引き続き、今月号では健康保険・厚生年金保険適用関係届出の添付書類を掲載します。詳細な一覧表については、ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

注 ○必ず添付 ●いずれか1つを添付 △該当する場合に必ず添付 □様式に必ず記入、証明 ■該当する場合に様式に記入、証明

届書・申請書名	主な添付書類	届出期限
被保険者資格取得届	<p>【被扶養者がいる場合】 ○被扶養者（異動）届</p> <p>【65歳までの定年再雇用の場合】 （原則喪失届と同時提出） ●就業規則のコピー ●退職辞令のコピー ●事業主の証明</p> <p>【国保組合加入者の場合】 ○適用除外申請書</p>	5日以内
被保険者資格喪失届	<p>○被保険者証（家族分含む） △証回収不能・滅失届 △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △標準負担額減額認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>【65歳までの定年再雇用の場合】 （原則取得届と同時提出） ●就業規則のコピー ●退職辞令のコピー ●事業主の証明</p>	5日以内
任意継続被保険者資格取得申請書	<p>【被扶養者がいる場合】 ○被扶養者（異動）届 （生計維持・同一世帯に関する証明が必要です。）</p>	退職日の翌日から20日以内
任意継続被保険者住所変更届	<p>添付書類なし （住民票の写しの添付も不要です。）</p> <p>【管轄外へ変更する場合に、変更後の管轄する社会保険事務所で被保険者証等を交換するときに提出するもの】 ○被保険者証（家族分含む） △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △標準負担額減額認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証</p>	5日以内
被扶養者（異動）届	<p><b>収入の証明</b></p> <p>【所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者】 添付書類なし（収入に関する証明は事業主の証明をもって省略できます。）</p> <p>【所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていない者】</p> <p>①&lt;退職した者&gt; △退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー（待機中者）</p> <p>②&lt;雇用保険の失業給付の受給者または終了者&gt; △雇用保険受給資格者証のコピー</p> <p>③&lt;年金受給者&gt; △現在の年金受取額のわかる年金額の改定通知書のコピー</p> <p>【上記①②③に加えて他に収入がある者】 課税（非課税）証明書と併せて添付してください。</p> <p>【上記①②③に該当しない者】 課税（非課税）証明書</p> <p>ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付金等の非課税対象となる収入がある場合は、受取金額のわかる通知書等を添付してください。</p> <p>※年金証書については、現在の年金受取額が確認出来る場合に限り、年金額の改定通知書に代えて添付することが可能です。</p> <p><b>同居を要件とする者</b> ○被保険者と認定しようとする者の住民票の写し（世帯全員のものでもよい）</p> <p>※被扶養者の認定日の取扱い （届書の「⑩被扶養者になった日」に記入してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得届と同時に提出された場合 ……「資格取得年月日」</li> <li>・出生の場合 ……「出生年月日」</li> <li>・婚姻の場合 ……「婚姻年月日」</li> <li>・退職の場合 ……「退職年月日の翌日（資格喪失日）」</li> </ul>	5日以内

標準負担額減額申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非課税証明書</li> <li>●保護申請却下通知書</li> <li>△標準負担額にかかる領収書 (長期該当者)</li> </ul>	受けようとするとき
限度額適用・標準負担額減額申請書	高齢受給者の場合 ○所得の状況(様式あり) <ul style="list-style-type: none"> <li>●非課税証明書</li> <li>●公的年金等源泉徴収票</li> <li>●給与等源泉徴収票</li> </ul>	受けようとするとき
特定疾病療養受療証交付申請書	□医師の証明	すみやかに
健康保険被保険者証回収不能・紛失届	○被保険者証の添付を必要とする届書 (被保険者証を添付出来ないときに届出)	すみやかに
被保険者証滅失・き損再交付申請書	【き損の場合】 ○被保険者証	すみやかに
年金手帳再交付申請書	【き損の場合】 ○年金手帳または基礎年金番号通知書	すみやかに
被保険者氏名変更(訂正)届	○被保険者証	すみやかに
被保険者生年月日訂正届(処理票)	○被保険者証 ○年金手帳または基礎年金番号通知書	すみやかに
高齢受給者証滅失・き損再交付申請書	【き損の場合】 ○高齢受給者証	すみやかに
新規適用届	<b>【強制適用事業所の場合】</b> (個人事業所を除く) ○法人(商業)登記簿謄本 <b>【強制適用となる個人事業所の場合】</b> ○事業主世帯全員の住民票の写し <b>【任意適用事業所の認可を受ける場合】</b> ○任意適用申請書 ○任意適用同意書 ○事業主世帯全員の住民票の写し	5日以内
適用事業所全廃届	<b>【法人の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●解散登記の記載のある法人(商業)登記簿謄本</li> <li>●雇用保険適用事業所廃止届のコピー</li> <li>●給与支払事務所等の廃止届のコピー</li> </ul> <b>【任意適用取消の場合】</b> ○任意適用取消申請書 ○任意適用取消同意書	5日以内
適用事業所所在地・名称変更届(管轄内)	<b>【法人の場合】</b> ○法人(商業)登記簿謄本 <b>【個人事業所(住所変更)の場合】</b> ○住民票の写し <b>【個人事業所(名称変更)の場合】</b> ○公共料金の領収書のコピー等	5日以内
適用事業所所在地・名称変更届(管轄外)	<b>【法人の場合】</b> ○法人(商業)登記簿謄本 <b>【個人事業所(住所変更)の場合】</b> ○住民票の写し <b>【個人事業所(名称変更)の場合】</b> ○公共料金の領収書のコピー等 <b>【変更後の管轄する社会保険事務所で被保険者証等を交換するときに提出するもの】</b> ○被保険者証(家族分含む) △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △標準負担額減額認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証	5日以内

社会保険庁HPにも掲載されています。(http://www.sia.go.jp/topics/2006/n0928.html)

# 従業員を採用したら **資格取得届** の提出を忘れずに

新たに従業員を採用し、被保険者となるときには、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を社会保険事務所に提出します。



## 被保険者になるかならないかの判断が必要です。

適用事業所に働く従業員は、原則としてすべて健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。ただし、被保険者となるための一定の条件に満たない方は、適用事業所で働いていても被保険者にならない場合があります。従業員を採用したら、まずは被保険者になるかならないか判断が必要です。

### ？被保険者になる人は

適用事業所に常時使用され、労務の対価として報酬を受ける人は、国籍や本人の意思などに関わらず、すべて被保険者になります。

ただしアルバイトなどで、臨時的に雇用期間を2カ月以内と定めて雇用した場合は、被保険者にはなりません。

### ？パートタイマーは

パートタイマーとして働く方が被保険者になるかどうかは、働く方の勤務時間、勤務日数、就労形態、就労内容などを総合的にみて判断されます。

#### パートタイマーが 被保険者となるめやす

##### 勤務時間 ①

一日の所定労働時間が一般社員の4分の3以上であること

##### 勤務日数 ②

一月月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であること

①②のいずれにも該当する方は、被保険者となります。  
※日によって勤務時間が変わる場合等は週又は月の勤務時間で判断します。

### 資格取得日は…

入社日（使用されることになった日）が資格取得日になります。試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日になります。また、資格取得日を誤って届けた場合は、資格取得日の訂正が必要です。

### 報酬月額とは…

基本給、通勤・家族手当などの全ての固定的な報酬に残業手当などの全ての非固定的な手当の支給見込額を加えた額となります。

また、食事、住宅などが現物支給される場合は、「現物によるものの額」として報酬に含まれます。

## 「資格取得届」提出時の注意事項

- 被保険者によって扶養されている家族がいる場合は、取得届と同時に「被扶養者（異動）届」を提出してください。また、被扶養配偶者がいるときは、「国民年金第3号被保険者届」（「被扶養者（異動）届」と複写式）の届出が必要です。
- 平成18年10月1日から、資格取得届等の届書を提出する際、事業主等が届書に基礎年金番号や氏名などが正しく記入されているかどうかを年金手帳と照合・確認することで、年金手帳の添付は不要になりました。

## 新潟市区制施行に伴う保険証等の取扱いについて

新潟市は政令指定都市に移行する本年4月1日から、8つの区を設置します。このことに伴う政府管掌健康保険の保険証等の取扱いについて、以下のとおりお知らせしますのでご理解とご協力をお願いします。

1. 新潟市に所在する事業所のうち、旧豊栄市、旧西蒲原郡に所在する事業所については、管轄社会保険事務所及び保険証の記号が変更となります。（詳細については、3月中に変更後の管轄社会保険事務所から各事業所宛に連絡されます。）
2. 上記「1」の事業所については、保険証の更新をお願いすることとなります。なお、更新時期については6月初旬の予定ですが、詳細は変更後の管轄社会保険事務所から各事業所宛に連絡されます。（保険証が更新されるまでの間は、4月1日以降も現在お持ちの保険証を使用できます。）
3. 上記「1」以外の事業所については、管轄社会保険事務所及び保険証の記号変更はありません。また、保険証の更新もありませんので、4月1日以降も現在お持ちの保険証を使用していただくこととなります。
4. 区の設置に伴い事業所所在地表示及び被保険者住居表示が変更されますが、届出は不要です。（社会保険事務所において変更処理を行います。）

## 3月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
新津商工会議所	15(木)	10:00~15:30	小千谷商工会議所	27(火)	10:00~15:00
五泉ニット工業協同組合	13(火)	10:00~15:30	柿崎商工会	22(木)	10:00~15:00
五泉商工会議所	27(火)	10:00~15:30	糸魚川市役所	14(水)	10:00~15:00
阿賀町役場	20(火)	10:00~14:00		28(水)	10:00~15:00
佐和田商工会	14(水)	13:30~15:30	三和区総合事務所	20(火)	10:00~15:00
両津商工会	15(木)	9:00~11:00	阿賀野市水原公民館	20(火)	9:30~14:30
小木町商工会	15(木)	9:00~10:30	中条町商工会	15(木)	10:00~15:00
小出商工会	14(水)	10:00~15:00	村上市役所	28(水)	10:30~15:00
長岡市役所枅尾支所	22(木)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	8(木)	10:00~15:00
			クロス10	22(木)	10:00~15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。

注）佐渡地区の時間（朱書）は受付時間となりますのでご注意ください。

健康づくり  
標語コンクール入選作品

健康は 日々の努力の 積み重ね

## 「グリーンヒル山彦」の運営終了について

全国の年金・健康保険福祉施設は、国の政策により譲渡・廃止されることになりました。  
昭和37年より財団法人新潟県社会保険協会を受託運営してきました、政府管掌健康保険弥彦保養所「グリーンヒル山彦」も平成19年2月28日をもって運営を終了することとなりました。  
永年の皆様のご利用に感謝申し上げ、運営終了のお知らせをいたします。

(保養所のあらまし)

被保険者及びご家族の皆さんの健康保持増進を図るための保養施設として、昭和37年5月30日に弥彦村に健康保険弥彦保養所が開所されました。

(写真1)

保養所は、木造2階建、客室数8室、宿泊定員20人で皆様の利用に供されました。



写真1 開所された保養所全景 (昭和37年)

現在の政府管掌健康保険保養所「グリーンヒル山彦」は昭和61年10月竣工し、鉄筋コンクリート3階建、客室数9室、多目的会議室1室、和室1室、広間1室、宿泊定員28人で昭和61年11月にオープンしました。(写真2)

現在の保養所オープンの翌年には、年間で宿泊7,000泊、日帰り1,935人のご利用があり、以降毎年県内外から大勢の皆様にご利用いただきました。

この度の「グリーンヒル山彦」の運営終了にあたり、皆様方の永年にわたるご愛顧に対し心から御礼申し上げます。



写真2 竣工された保養所全景 (昭和61年)

事業主の皆様へ

### 資格関係誤りレセプトの減少にご協力を!

3月・4月は就職・退職・転勤等の多い時期です。

資格喪失の保険証は早期に回収してください。

また、受診の際は医療機関窓口での保険証提示の徹底について周知方お願いします。

新潟県社会保険診療報酬支払基金

## 出産費貸付制度をご利用ください!

無利子

みなさまが家計の心配をせず、安心してご出産を迎えられるようお手伝いいたします。

**対象者** 政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者であって、出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、次のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- ① 出産予定日まで1ヶ月以内の方
- ② 妊娠4ヶ月(85日)以上で医療機関等に一時的な支払いを要する方

**貸付金額** 1万円単位で「28万円」までです。

**返済方法** 後日支給される出産育児一時金で精算されます。

**お問い合わせは**

(財)新潟県社会保険協会 TEL 025-225-2518